

『山鹿素行全集 思想篇』考

中嶋 英介

要旨

本論文は廣瀬豊編纂『山鹿素行全集 思想篇』（岩波書店、一九四〇〜四二）の翻刻方針や書誌情報を見直したものである。『全集』は廣瀬豊が各地で行った資料調査をもとに収集・編集され、今日までも数々の先行研究で基礎的文獻として利用されている。しかし『全集』は数多くの問題点を残した。『治平要録』や『山鹿語類』では朝廷批判や被差別部落に関する用語を削除しており、全て原典に沿って翻刻されたわけではない。また、『治教要録』は広瀬の調査当時に欠本していた巻が別の体裁で現存しており、書誌情報が大きく異なっている。では今後、我々はいかにして素行の文獻に触れたらよいのだろうか。平戸山鹿家の文獻は、長年平戸積徳堂に所蔵されていたが、明治期に一時松浦伯爵家（豊島区）に移る等、一部点在していた。近年は国文学研究資料館に特別コレクション「山鹿文庫」として移管され、一部史料をのぞいて閲覧可能である。そこには素行の著作のみならず、平戸積徳堂に伝わる文獻目録等が所蔵されており、史料点数は一三〇〇以上にものぼる。『全集』の活用自体はあるべきとは思いますが、翻刻姿勢に難を抱えるばかりでなく、編纂者廣瀬豊の意向が色濃く残っている。かかる前提のもとで、今後は山鹿文庫等を軸に原典との照合を踏まえた素行研究が必須といえよう。

はじめに

思想史研究、特に思想家個人の研究にむかうとき、我々が手にするのは当該思想家による著作だろう。研究対象である思想家の全集ないし著作集があれば、それらを読み込み、思想を読み解いていく作業がはじめの一步となる。戦前に数多く発行された思想家の全集や『日本思想大系』（全六七巻、岩波書店、一九六九～七三）等の叢書類は、多くの研究者が著作に触れる機会を与え、その後の思想史研究が飛躍的に進んだのは疑うべくもない。一方、研究者が全集や著作集を用いるのならば、それ自体の完備性も求められるところである。全集や著作集は、著作の選出等で編者の方針に拠るところが大きく、文字通り全ての著作を網羅した「全」集として信頼に価するか否かは、著作集によつて大いに異なる点を忘れてはならない。本稿で取り上げる近世思想家山鹿素行（一六二二～八五）についても、編纂者の意向が色濃くあらわれた現実を我々に突きつける。

山鹿素行の著作集は抄録を含めて戦前より盛んに翻刻されてきた。戦前の代表的な著作集に限れば『山鹿語類』全四巻（国書刊行会、一九一〇～一一）・『武家事紀』全三巻（山鹿素行先生全集刊行会、一九一六～一九）・『四書句読大全』全六巻（国民書院、一九二〇～二二）・廣瀬豊編『山鹿素行全集 思想篇』全一五巻（岩波書店、一九四〇～四二）・『山鹿素行集』全八巻（国民精神文化研究所、一九三六～四二）、そして戦後は『日本思想大系三二 山鹿素行』（岩波書店、一九七〇）、近年では土田健次郎訳注『聖教要録・配所残筆』（講談社学術文庫、二〇〇二）、秋山一實編『山鹿素行自筆本『配所残筆』—写真・翻刻・研究・校訂・意訳』（錦正社、二〇一三）があげられる。

中でも『山鹿素行全集 思想篇』（以下、『全集』と表記）は、講義書の『山鹿語類』、武家の歴史を記した『武家事

紀』（抄録）、そして日本中華主義を論じた『中朝事実』等、素行の主著が網羅された著作集として知られている。『全集』の発行後、素行研究は進み、現在までほぼ無批判のもとで『全集』が主要文献として用いられてきた。⁽¹⁾

しかしながら、『全集』は数多くの課題を残した。詳しくは本論に譲るが、堀勇雄が指摘した『治平要録』上における朝廷批判のほか、発行当時を反映したと思われる削除がいくつかみられ、そもそも「全集」の体をなしているのか、疑問点も少なくない。近年、佐久間正氏は伊藤仁齋全集及び素行全集の増訂を提起しており、⁽²⁾『全集』への厳しい目線の指摘自体はされ続けている。しかし、仮に『全集』への疑義があるとすれば何が欠点であるのか、疑義のみが一人歩きして、内実は未だ明らかにされていない。

その背景は、結局のところ素行の著作が膨大であり、かつ研究史上において『全集』収録の著作ですら読みきれていない事情もあるだろう。しかし著作の読解云々の事情と『全集』の見直しは、本来切り離すべき課題であって、『全集』自体の再検討は、いずれにせよ必要である。⁽⁴⁾

かかる検討を行う上で『全集』を見直す手がある。素行関連の著作は、その多くが現在人間文化研究機構国文学研究資料館（東京都立川市、以下「国文学研究資料館」と表記）の特別コレクションに「山鹿文庫」として近年移管され、『全集』当時の書誌情報と大きく異なる。所蔵先が変更され、『全集』所載資料と底本との比較検討がある程度可能となった今『全集』のみに依拠する積極的理由はない。本稿では『全集』が成し遂げた達成点とともに課題点を明らかにし、素行関連の研究を行う上で必要となるだろう基礎的な文献利用の道筋を提示する。

一、『全集』の達成点と、その課題

『全集』発行の原点は昭和一一（一九三六）〜一五（一九四〇）年にかけて行われた、海軍大佐・国民精神文化研究所嘱託（当時）廣瀬豊らによる史料調査にある。廣瀬は素行の子孫が代々仕えた津軽・平戸にとどまらず、生誕の地である会津や、子孫の山鹿誠之助が当時勤務していた京都帝国大学図書館、素行の二女鶴が嫁いだ喜多村家文書（兵庫県伊丹市）等、全国一二府都県に赴き、後に「史料探訪記」（『山鹿素行全集 月報』（以下『月報』と表記）二〜五号に掲載）と名付け、素行関連文献を紹介した。その調査先は四三箇所、さらに「史料探訪記」にて取り上げた資料の数は、城址や神社等を除いても三二〇以上にのぼる。廣瀬の調査によって、数々の自筆本とともに、他筆の著作も一部は写本で伝えられていた事実が明らかになった。ただし、この中には個人蔵書も多いため、現在では所在不明の史料も少なくない。

その一例に平戸藩士長島元長（生没年不詳）の蔵書があげられる。沓岐国出身の元長は十代で平戸山鹿家のもとで兵学を学び、万延元年には惟揚庫（平戸積徳堂の書庫。後述）の書籍係をつとめた兵学者である。「史料探訪記」によれば、東洋史学者中山久四郎（一八七四〜一九六一）は長島家の素行関連資料を大量に購入しており、廣瀬の調査当時の中山宅には元長の写本や自著が現存していたという。廣瀬も「長島の自著以外は皆平戸山鹿家本の写本にして、その副本たる資格に於て誠は（ママ）中嶋注）貴重なるもので、一朝山鹿家本に天災でもあれば、これに代るべきものである。」（『月報』三号、四頁）と、平戸山鹿家に次ぐ副本の役割を持つものとして評価した。^{（5）}

ただし、これらの書籍群は現存不明である。中山久四郎の蔵書は戦後東京都立図書館に移管され、特別買上文庫「中

山久四郎旧蔵資料」として公開されている。しかしその中に長島元長関連の著作は確認できず、同図書館に問い合わせたところ、目録以外の著作は所存されておらず、詳細不明との回答をいただいた。この他に現存するものの閲覧不可の著作もみられ、⁽⁶⁾廣瀬以上の幅広い調査は現状では不可能といつてよい。表1は、『全集』の収録作品と、底本の所在先（発行当時）を記したものである。

表1 『山鹿素行全集 思想篇』（岩波書店、一九四〇〜四二）の所蔵先（当時）

※底本は『全集』解説・『山鹿家積徳堂文庫目録稿』を参考にし、便宜上資料には通し番号を付した。『月報』の引用は「」で記した。

巻	番号	著作名	底本（旧蔵）	備考
一	1	修身受用抄	東京市中村庸氏	自筆。
	2	牧民忠告諺解	平戸山鹿家	序文本文他筆、跋文・奥書・出典細注・訂正は自筆。
	3	式目家訓	平戸山鹿家	
	4	家訓条目	平戸山鹿家	
	5	陳中諸法度	平戸山鹿家	
	6	海道日記	平戸山鹿家・弘前東興義塾	平戸山鹿家の『武家事紀』も参考になっている。
	7	東山道日記	兵庫県伊丹市喜多村久盛氏	廣瀬豊命名。前の箇所は欠本。下書きの翻刻。
	8	治教要録抄	平戸山鹿家	他筆混じりの自筆。
	9	武教小学	平戸山鹿家	自筆。
	10	武教本論	平戸山鹿家	他筆。素行の加筆あり。
	11	兵法神武雄備集奥義	平戸山鹿家	
二	12	修教要録	平戸山鹿家	自筆・門弟筆混じる。

巻	番号	著作名	底本（旧蔵）	備考
三	13	武具短歌	佐藤堅司氏	
別冊	14	修教要録	平戸山鹿光世氏	
四〇十	15	流儀成之作法並誓紙前書	平戸山鹿家	
十一	16	聖教要録	津軽家所蔵版	弘前東奥塾所蔵の貴田元辰筆の奥書も参考にした。
	17	四書句読大全大学抄	平戸山鹿家	廣瀬豊命名。全一三巻。素行の雑録類を、廣瀬の裁量により翻刻した資料。以下、資料名と巻数を付記。
	18	山鹿隨筆一抄	平戸山鹿家	卷一。
	19	埃藁集	平戸山鹿家	卷二。
	20	雜記	平戸山鹿家	卷三・五・六。
	21	掇話類集本	平戸山鹿家	卷四。『掇話類』（『山鹿家積徳堂文庫目録稿』）か。
	22	言掇録	平戸山鹿家	卷七。
	23	「隨録」	平戸山鹿家	卷八。廣瀬豊命名。史料内の反古をまとめたもの。底本は未詳。
	24	章教附	平戸山鹿家	卷九〜一二。
	25	雜録	平戸山鹿家	卷一三。
十二	26	謫居童問	大阪貴田家	貴田家は素行の直門弟の貴田孫大夫の末裔。
	27	謫居隨筆	平戸山鹿家	全五冊のうち、一冊現存。
	28	配所殘筆	山鹿誠之助氏	
	29	中朝事実	平戸山鹿家	自筆。津軽伯爵家蔵本も参考にした。
十三	30	武家事紀一抄	平戸山鹿家・津軽伯爵家	

	巻	番号	著作名	底本(旧蔵)	備考
	十四	31	孫子諺義抄	平戸山鹿家	『七書諺義』のうち孫子の注釈のみ抄録。
		32	原源発機	平戸山鹿家	
		33	原源発機諺解	津軽伯爵家	素行が一部加筆。
		34	治平要録	平戸山鹿家	
	十五	35	家譜・年譜	平戸山鹿家	
			年譜資料		
		36	左掇	平戸山鹿家	『埃蘗集』・『雑記』・『掇話』・『左掇』・『言掇録』・『隋録』・『章数附』・『雑録』の書留や著述の奥書日付を集めたもの。年譜の補足。『左掇』以外は全て重複故、数えない。
			家譜年譜・参考資料		後人の伝記等を廣瀬が集めたもの。
		37	山鹿誌	平戸町山鹿光世氏	
		38	山鹿流兵法系図	平戸町山鹿光世氏	素行の甥清吉著。
		39	兵法伝統録	平戸町山鹿光世氏	
		40	山鹿古先生由来記	平戸町尋常高等小学校	
		41	松浦本山鹿家譜	素行子山鹿甚五左衛門所載	所載先は詳細不明。「極めて不確実なるものにして信ずるに足らざる点多し」
		42	平戸山鹿系図	平戸町山鹿光世氏	山鹿高三(一八六八〜一九三四)作。元の名は『家譜』
		43	平戸山鹿平馬系図	東京市松浦伯爵家藩臣年譜より抜粋か。	
		44	津軽山鹿系図	山鹿旗之進氏	当時は横浜市在住。
		45	喜多村系図並親類書	兵庫県伊丹市喜多村久盛氏	森林助『山鹿素行と津軽信政』(一九三五)にもとづいて加筆。
		46	親類書		津軽政方著。
		47	飛龍拔萃	平戸町山鹿光世氏	山鹿清吉(素行の甥)著。
		48	瀧川弥一右衛門蔵祕覚書	平戸町山鹿光世氏	瀧川家は平戸藩家老の家柄。

				書簡												十五	卷
65	64	63	62		61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	詩歌	番号
母妙智より素行宛	北条氏長宛	津軽越中守信政宛	松浦肥前守鎮信より素行宛	武田信玄賛	張良賛	天馬賦	武田信玄	楠公賛	古将弁	湖山常清公行実並哀辞	山鹿修玄庵一貫貞以居士碑	孔明賛	成田家並貴田家文書	山鹿素行先生詩歌	山鹿素行先生詩歌	50	49
平戸町山鹿光世氏	平戸町山鹿光世氏	弘前市山鹿元次郎氏	平戸町山鹿光世氏	平戸町山鹿光世氏	弘前図書館	弘前市阿保行馬氏	平戸町山鹿光世氏	平戸町山鹿光世氏	平戸町山鹿光世氏	赤穂町華岳寺	東京宗三寺墓地	弘前図書館	成田家・貴田家	平戸山鹿家	平戸町山鹿光世氏	平戸山鹿家（山鹿家門人帳）	著作名
自筆控。			素行関連の書簡集。					山鹿高基写。					『年譜』・『埃蕪集』・『海道日記』・『年譜資料』・『山鹿素行先生詩歌』・『成田家並貴田家文書』（廣瀬命名）から年齢順に詩を収載。計七六点。傍線部既出『成田家並貴田家文書』は『全集』内で区別されていないため、統一した。			素行門人調は廣瀬作。	底本（旧蔵）
																	備考

														書簡	卷								
84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	番号	著作名	底本(旧蔵)	備考	
貴田孫大夫宛	松浦肥前守鎮信より素行宛	方十左衛門宛	津輕越中守信政より棟右衛門宛	土屋但馬守より林九郎右衛門宛	貴田孫大夫宛	浅野長直宛(カ)	平戸藩某宛	伴新右衛門宛	伴新右衛門宛	伴新右衛門宛	伴新右衛門諸同子宛	伴新右衛門宛	平戸藩某宛	伴新右衛門宛	伴宇右衛門宛	平戸藩某宛	松浦肥前守鎮信より素行宛	伴宇右衛門宛					
弘前市弥富破摩雄氏	平戸町山鹿光世氏	弘前市阿保行馬氏	平戸町山鹿光世氏	大阪市貴田市郎氏	弘前図書館	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	平戸町山鹿光世氏	東京市松浦伯爵家					
写本	写本				写本	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	写本	山鹿素行子書簡写し。					

		巻	番号	著作名	底本（旧蔵）	備考
		書簡	85	貴田孫大夫宛	大阪市貴田市郎氏	
			86	貴田孫大夫宛	大阪市貴田市郎氏	
			87	貴田孫大夫宛	弘前市外黒石町黒石神社	
			88	貴田孫大夫宛	大阪市貴田市郎氏	
			89	貴田孫大夫宛	大阪市貴田市郎氏	
			90	貴田孫大夫宛	大阪市貴田市郎氏	
			91	本多備前守より貴田孫大夫宛	大阪市貴田市郎氏	
			92	貴田孫大夫宛	宮崎県諸塚藤井長治郎氏	
			93	貴田孫大夫宛	廣瀬豊氏	
			94	貴田孫大夫宛	弘前市外黒石町黒石神社	
			95	津軽越中守信政より素行宛	東京市中山久四郎氏	写本
			96	貴田孫大夫宛	弘前市竹内重夫氏	
			97	貴田孫大夫宛	弘前市竹内重夫氏	
			98	瀧川弥市右衛門宛（一）	平戸町山鹿光世氏	
			99	瀧川弥市右衛門宛（二）	東京市斎藤胤雄氏	
			100	瀧川弥市右衛門宛（三）	平戸町山鹿光世氏	
			101	瀧川弥市右衛門宛（四）		自筆・写本なし。『聖教要録・配所残筆』（岩波文庫）を参考にした。
			102	土屋但馬守より素行宛	平戸町山鹿光世氏	
			103	喜多村源八宛	弘前市菊池武憲氏	
			104	喜多村源八宛	弘前高等学校	「写真」の付記あり。

															書簡	卷						
	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	番号				
	衛門宛	津輕将監より唐牛三左	松浦肥前守鎮信より素行宛	水野宇兵衛宛	水野宇兵衛宛	多川金左衛門宛	津輕つる宛	貴田孫大夫宛	貴田孫大夫宛	貴田孫大夫宛	玄蕃宛	津輕越中守信政より同	輕つる宛	津輕越中守信政より津	大石頼母助より素行宛	輕大学宛	津輕越中守信政より津	毛利伝三宛	喜多村源八宛	外村源左衛門より素行宛	松浦肥前守鎮信より素行宛	著作名
	弘前市松野武雄氏	平戸町山鹿光世氏	東京市松浦伯爵家	東京市松浦伯爵家	平戸町本澤謹蔵氏	弘前市松野武雄氏	大阪市貴田市郎氏	弘前市藤田豊三郎氏	弘前市小野芳甫氏	弘前市東奥義塾	兵庫県伊丹市喜多村久盛氏	平戸町山鹿光世氏	弘前市高照神社	東京市中山久四郎氏	東京市佐藤次郎氏	平戸町山鹿光世氏	平戸町山鹿光世氏				平戸町山鹿光世氏	底本(旧蔵)
			山鹿素行子書簡写し。	山鹿素行子書簡写し。	写本																	備考

巻	番号	著作名	底本（旧蔵）	備考
書簡	122	水沼久大夫より元亭宛	伊賀上野図書館	写本
	123	山鹿高基より水沼久大夫宛	伊賀上野図書館	
	124	津軽平十郎耕道内より 淨智院宛	平戸町山鹿光世氏	
	125	津軽平十郎耕道母より 淨智院宛（カ）	平戸町山鹿光世氏	
	126	磯谷十介より津軽平十郎耕道宛	弘前市山鹿元次郎氏	
	127	磯谷十介より津軽平十郎耕道宛	兵庫県伊丹市喜多村久盛氏	
	128	津軽平十郎母より津軽藩要人宛	兵庫県伊丹市喜多村久盛氏	
	129	某宛	東京市松浦伯爵家	山鹿素行子書簡写し。
	130	積徳堂書籍目録	平戸山鹿家	

『全集』全一五巻のうち、一〜一四巻は、素行および門人による著作であり、若年期から晩年期に至るまでの著作を網羅している。一方、一五巻は大部分が年譜や系図・詩文・書簡等で占められ、中には山鹿高三（一八六八〜一九三四）による『平戸山鹿系図』等、『全集』発行年に程近い作品もあり、やや趣を異にする。

発行当時の底本と当時の所蔵先をみると、『全集』収載の著作一三〇点のうち、五七点が平戸町（当時）の山鹿家蔵本（「平戸山鹿家」・「平戸町山鹿光世氏」⁽⁷⁾）で占められ、割合としては最も高い。傾向の異なる一五巻を除いた一〜一

四巻の著作三四点でいえば、実に二六点が平戸内の資料を底本として用いられているのである。

廣瀬は調査前、数日の滞在で事足りると思つていたようだが、「実際調べて見ると先代より未調査のものが続々と現はれ、その数実に数百点に達し、到底一週間二週間では済まないことを発見した」（『月報』二二号、三頁）と驚嘆し、当初の予定を変更して昭和一一・一四年の二回に分けて平戸に滞在したという。こうした数年に及ぶ調査をもとに、数々の抄録を抱えながらも平戸山鹿家の資料を中心として『全集』が発行され、素行研究の際、必ず目にせねばならない資料集として位置づけられた。『全集』は数多くの研究者に引用され、その後の素行研究において多大な貢献を果たしたといつてよい。

しかし一方で、『全集』は数多くの課題を残した。抄録の多さはもちろんだが、『月報』上の「遺著解題」・「史料採訪記」には、未翻刻の著作が数多く紹介されている以上、素行の著作の全容が『全集』によつて明らかにされたわけではない。この他にも『全集』は一部の研究者のみに限定することなく、数多くの読者層を想定しようという編集室の意向があつたようである。以下は『月報』二号にみえる編集室（匿名）によるあとがきである。

四書句読大全は読まれても分るやうに、中々読みづらいもので、かかるものを大学以外に中庸・孟子・論語と全部収めれば、それだけで優に全集の中数巻を占めることになり、特に一部宋学研究者の学問的対象としては必要ですが、一般読者を対象とする本全集の性質を考慮して、この度は大学だけに止めました。その代り比較的楽に読める随筆類を沢山集めました。（『月報』二二号、四頁）

素行の四書注釈書『四書句読大全』の全掲載は、学問対象として必要であつても紙幅の都合上かなわず、一般読者を対象とした現状を伝えている。かかる事情により『四書句読大全』の翻刻は『大学』にとどめ、代わりに「比較的楽に読める」という、随筆類の『山鹿随筆』（廣瀬豊命名）を掲載したという。ただし、図一にあるとおり、『山鹿随

するも、ついには武臣が実権を握り統治した。武家に政権を取って代わられた朝廷は、武臣を亡ぼそうとしたが望みは叶わず、その権威は衰えたという。素行はここから朝廷への批判を展開する。これは朝廷による希望がかなわなかったのではない。朝廷は王を名のりながらも、その実態は道を失い無道に陥っている。だからこそ武家が朝廷に代わって王道を得たのであって、朝廷の政権移譲を当世に望むことなど、時勢を知らぬあやまちである、と。

ここでは道を得た武家、道を失った朝廷を対立軸に据え、素行が生きた当時の朝廷による政権移譲を批判した姿勢がうかがえる。朝廷を「無道」とまでに評した上で、武家の優位と「武」による統制を支持したのは明らかであり、壮年より「武教」を唱え続けた素行の政治思想を見る上で重視されるべき主張である。ところが『全集』は[]の箇所を（下略）とし、素行による朝廷批判を意図的に削除しているのである。こうした削除をいかに捉えるかは判断が分かれるところではあるが、少なくとも現今の研究状況から鑑みて、『全集』が「全」集としての役割を果たしているか、疑問とせざるをえない。

● 『山鹿語類』

寛文三（一六六三）年編輯、同五（一六六五）年に成立した『山鹿語類』は、素行が弟子に示した講義想定書である。全四五巻にも及ぶ同書は君道・臣道・父子道・三倫談・士道・士談・聖学篇と続き、巻末の巻四四・四五は素行自著の『枕塊記』で締めくくられた大著である。自筆本は現存しないが『全集』では四〇巻のほか、日本思想大系にも巻二一の土道篇・巻三三の聖学篇が抄録されており、素行の代表的著作として知られている。

『全集』の底本となった『山鹿語類』は、馬場友哲らによる写本（貞享二（一六八五）年写。廣瀬は「山鹿本」と

よぶが、現在は国文学研究資料館に所蔵されている事実を鑑み、本稿では「貞享本」と表記する。である。貞享二年といえは素行の没年であり、現存する『山鹿語類』の中では最も古い写本とみてよいだろう。ただし卷二・五・六・七・八・九・二五・二七・四二は現存せず、これらの欠本分は、平戸松浦家伝来の写本（樂歲堂文庫所蔵本¹⁰）写本年代不明）・国書刊行会版を参照して補ったという。国書刊行会版は津軽家蔵本を底本とし、内閣文庫蔵本（全巻揃、嘉永六（一八五三）年写）・国立国会図書館蔵本（卷一〜五、八〜一〇、一一〜一五、二二〜二三、三一〜三三が現存。写本年代不明）で補い校訂・出版された。廣瀬によれば貞享本には仮名俗語が多く、他の写本は年代が進んだせいか漢字が多くなるとともに後人による訂正が入り、原意が損なわれた可能性をも指摘する。また、貞享本は聖学篇・枕塊記・先生自警・先生子弟警戒・先生御僕警戒等に素行の自文が混在するらしく、この点から他の諸本と比べ、「味は一番勝れてゐる」（四卷四頁）と評価し『全集』の底本にしている。

では貞享本を底本とした『全集』が最も引用資料として適しているのかといえば、事は単純ではない。国文学研究資料館蔵の貞享本は虫損が激しく、二〇一六年現在、閲覧は不可能である。そのため素行による自文の確認もできず、そうした前提のもとで『全集』所収の『山鹿語類』と向き合わざるを得ないのである。

課題はそれにとどまらない。『山鹿語類』の翻刻も『治教要録』同様、一部削除した形跡がみられる。以下は、被差別民の勤めについて述べた素行の主張であるが、『全集』ではの箇所が抜け落ち、不自然な空欄ができたがっている。件の箇所を国書刊行会版と、弘前市立図書館蔵本で照合の上、引用してみよう。

次に穢多の事、公罪を行はるゝ時、これを執行せしむべし、そのおく処遠かるべし、牛馬の死せるをとりまかなはせ、たをれものあらば此を持はこばせべし、尤町中の掃除、非人乞食穢多の役たるべし、穢多牛馬の皮を剥取らば、乃其からだを埋むべし、牛馬の身を切取りて鹿狸の肉と一つにして人を偽ること甚多し、故に彼が中間に

五人組を立て、その頭を申付けて奸曲をたゞし、その職業をつとめしめ、衣類紋処にもそのしるしを定むべき也、
『山鹿語類』巻六、君道六（『全集』四卷四一六頁、国書刊行会版一卷二四六頁）

ここでは最下層身分の勤めとして、刑の執行や死んだ牛馬の処分、さらには行き倒れの世話や街中の掃除役が提案されている。■の「穢多」については、『治平要録』上の朝廷批判の削除と違い、略称を指す表記はない。原典の確認はできないものの、国書刊行会版等に見える「穢多」のみが全て統一に削除されている点を見ると、予告なく抹消された可能性が高い。廣瀬は「非人」・「乞食」の語を残しつつも、「穢多」に対しては特別な差別用語と認識していたらしく、『全集』にみえる件の用語を意図的に抹消しているのである。

もちろん、「穢多」の削除は部分的略記にすぎず、全体の文意が損なわれるわけではない。しかし「穢多」が予告なく略記されたと仮定したとき、『全集』の翻刻方針に対して全幅の信頼性をおけるのか、やはり慎重にならざるを得ず、その方針を改めて問い直す必要があるだろう。

● 『治教要録』

『治教要録』（明暦二（一六五六）年成立）は、壮年期における素行の政治・経済思想を見る上で貴重な著作である。全三一巻に及ぶ『治教要録』は治道・治法の二篇に分かれ、統治論を軸に選挙・民政・学校教育・風俗の是正といった政治学全般に関する素行の持論が展開されている。ただし『全集』では巻七の治道（論二治道一・風俗）を抄録しただけで、それととも留意すべき点は、廣瀬による書誌情報である。

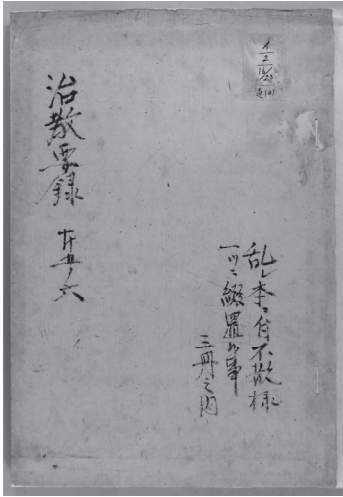


図2：『治教要録』25・26巻
（国文学研究資料館蔵）

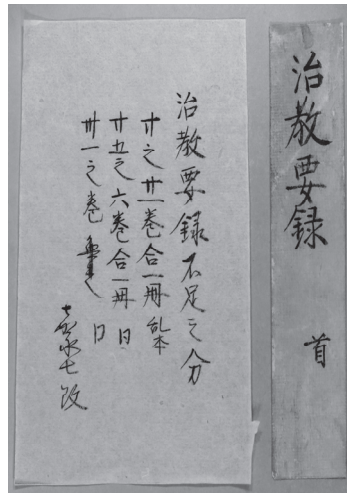


図1：『治教要録』1巻紙片
（国文学研究資料館蔵）

底本は平戸山鹿家所載の自筆並に門人筆の混つたもので、極めて精確なものであるが、三一巻の内、廿、廿一、廿五、廿六、三一巻の五冊が不足してゐる。のみならず今回は紙数の制限の為に、その一部片鱗の外掲載できなかつた事を遺憾に思ふ（『全集』一巻、三五〇頁）

『治教要録』の底本は平戸山鹿家所蔵の他筆混じりの自筆本ではあるが、⁽¹⁾広瀬によれば全三一巻のうち、五つの巻がないという。この点について山鹿文庫内の『治教要録』を確認したところ、確かに巻頭には「治教要録 首」と書かれた題箋のほか、一枚の紙片に図1のような記載がみえる。

紙面によれば、平戸山鹿家内の『治教要録』が、嘉永七（一八五四）年の時点で不足していた事実がうかがえる。

紙面の情報と『全集』上の解説が一致するところからみても、廣瀬もこの書面をもとに記したのかもしれない。『全集』・紙片の情報をみれば、五冊が欠本であることは、疑いようのない事実に見て取れる。しかし欠本とされているはずの五巻は、別の体裁で現在閲覧が可能である（図2）。

巻頭の紙面では「乱本」とされた「五冊」ではあったが「乱レ本に付、不散様 一つに綴置候事 三冊之内」と、二〇・二一、二五・二六、三一巻の六巻は、二巻ずつ計三冊が綴じられた形で、現存する。件の六巻は広瀬の調査時に嘉永期同様散逸していたらしいが、経緯は不明ながらも現在は同じ請求番号にあり、三〇巻に続いて収められているのである。それゆえに、時間的経過の要因によって移管先が変わっただけでなく、改めて『全集』所収著作の書誌情報を含めた現存状況や、実史料を精査せねばならない現状に気づかされる。では今後、素行関連の著作をいかに確認すればよいのか。次節では平戸の山鹿素行関連文献が、いかなる経緯を経て残されてきたのか、その過程を踏まえ今後文献調査を行う上での展望を示しておきたい。

二、素行関連文献の現状と課題―平戸山鹿家周辺を中心に

平戸山鹿家所蔵の文献は、素行が浅草田原町に居住した積徳堂（延宝三（一六七五）年）の蔵書がもととなっている。これらの蔵書は、門人磯谷十介義言の『積徳堂書籍目録』（『全集』一五巻所収、延宝三年成立、天和二（一六八二）年七月に素行加筆）によって、知ることができる。

その後延享二（二七四五）年、三代目山鹿高道の頃に積徳堂とその蔵書は平戸へ移転し、書庫は「惟揚庫」と名付けられた。惟揚庫の蔵書は門弟によって代々管理されたく、その目録は『惟揚庫書籍目録』として嘉永七（一八五四）年・慶応元（一八六五）年・文久元（一八六一）年成立本（いずれも横本）、そして文久元年の目録を写した明治三二（一八九九）年本（四ツ目綴）が現存する。このほか、惟揚庫蔵の図画類を目録化した『惟揚庫御蔵之図』（横本、成立年代不明）もあり、幕末期に成立した惟揚庫関連の目録は複数が確認可能である。

このうち文久元年本・明治三二年本には書籍名の上に朱書きの点がみられ、その後書きには「右朱点之部 明治三二年九月 御預け申候事 山鹿高通」という記述が残されている。文久元年本は後代の加筆としても、明治後期以降、当主山鹿高通が一部を松浦伯爵家（東京市豊島区在住）に預け、惟陽庫の史料が平戸山鹿家・松浦伯爵家にそれぞれ所蔵されることになった。廣瀬が調査した当時（昭和一一〜一二年）も、惟陽庫の史料は平戸・東京それぞれにあったが、その後ほどなくして松浦伯爵家蔵の惟陽庫史料は平戸に移管された。平戸素行会編『素行文庫目録』（二九四四）の凡例の一部（原片仮名）をみてみよう。

一、本目録は平戸山鹿家伝来の蔵書の中、図画類を除く全文献の目録にして、昭和一九年七月二十四日より九月八日に亘り、調査整理せるものなり

平戸素行会は昭和一九年七〜九月に平戸山鹿家内の図画類を除く文献を整理し、自他筆の区別、積徳堂目録の部門番号、惟陽庫目録の箱番号等を明記・分類し、『素行文庫目録』を出版した。目録の収載史料をみると『牧民忠告諺解』・『謫居隨筆』・『修教要録』等の著作や雑録等、松浦家に寄託されていた書籍が多い。平戸素行会の者が東京へ出向いた形跡はなく、松浦伯爵家預かりについて触れられていない点を加味すると、前述の期間に惟陽庫史料が平戸に戻された可能性が高い。かくして『素行文庫目録』は東京・平戸の史料を統合した目録として用いられ、後の『国書総目録』・国文学研究資料館編『古典籍総合目録』（岩波書店）においても典拠先を記す参考書にもなった。ただし『素行文庫目録』は図画類を除いた目録であって、平戸山鹿家内の全史料を網羅したわけではない。前掲以降の凡例にて「今日分類整理は、当面の文献保管の為にせる臨時的処置にして、厳密精到なる学問的整理は、之を他日に期せんとす」とされているとおり、あくまでも臨時の整理であった事実も押さえなくてはなるまい。結局のところ、平戸山鹿家の文献は戦前『全集』上にて明らかにされた調査と『素行文庫目録』でとどまり、本格的な文献整理には至っていないかっ

たのである。しかしその状況は、世紀をまたいで大きく変わる。

平戸山鹿家蔵の山鹿素行関連の著作は、戦後平戸山鹿家内に長らくの間所蔵されていたが、平成一四（二〇〇二）年に重要文化財を除いた史料が国文学研究資料館史料館（当時）へ搬送、平成二一（二〇〇九）年には、重要文化財を含め国文学研究資料館（東京都立川市）に寄託された。その後平成二六（二〇一四）年七月に平戸山鹿家は国文学研究資料館へ寄贈し、山鹿文庫として所蔵されている。⁽¹⁹⁾

その目録は、現在『山鹿家積徳堂文庫目録稿』としてリストA・リストB（一）・（二）、そして追加委託分に、それぞれ分類されている。リストA・Bは館内のみ閲覧可能だが、追加委託分は文化庁文化財保護部美術工芸課編『山鹿素行著述稿本類指定目録』（二九八一）として発行されているため、史料の確認が随時可能である。『素行文庫目録』上の掲載史料九八八点に比べて山鹿文庫の全リストに掲載されている点数は一三〇〇以上にものぼり、自他筆の区別だけでなく奥書や形態、成立年、備考等が明記されている等、書誌情報の提示は飛躍的に進んでいる。ただし『山鹿家積徳堂文庫目録稿』も完成版として公開されているわけではなく、リストA・Bに記入されていない史料（国文学研究資料館蔵の別ファイルで確認可能）もある点には留意しておきたい。

また、史料の一部は開披不能あるいは虫損により全て閲覧できるわけではなく、慎重な取り扱いが必要ではある。しかし、長年素行関連文献が見過ごされてきた現状に比べると、素行の著作を一部原典から考察できる以上、『全集』の問題点も踏まえた照合は可能となった。山鹿文庫を軸とした素行研究、及び積徳堂における蔵書から導き出され得る書物知等、多方面の検討が今後はさらに求められるところである。

おわりに

廣瀬豊は松浦伯爵家に調査した際、同家預かりの自筆本が数多く紛失した事実を嘆き、以下のように提言した。

山鹿家の書籍も、若し同家が江戸にあつたならば、到底今日程に現存しなかつたであらう。今日かく多数残存してゐるのは全く平戸の辺陲に持つて行つたからである。これを思へば天の幸を感謝せずには居られないと共に、国民はこの国宝を永久に完全に保存することに力を致されんことを望んで止まぬ。何となればかかる歴大なる書籍の保存手入れは到底一私家の堪ふところでないからである。今や平戸市民は相謀りて素行文庫を作り、手入れ保存に万全の策を講じつつあり、誠に欣快の念に堪へない。（『月報』三号、一二頁）

山鹿家に伝わる多くの書籍群を「一家の保存で頼」ることなく、「国民」全員が「国宝」を管理し、後世に伝えるよう廣瀬は訴える。その後、平戸内では素行文庫を管理する動きがあり、『素行文庫目録』発行という成果にまでつながっていた。戦後しばらくは一家のみの保存に頼らざるを得なかつたが、昭和五六（一九八二）年には一部が重要文化財に指定されたことを思えば、件の史料群を「国宝」とまで評した廣瀬の願いは、『全集』の発行という過程を経て、ある程度伝わったのかもしれない。しかし、必ずしも「全」集の軀をなしていなかつた点は、これまで本論で述べたとおりである。

近世思想史の横断的考察に取り組む上で素行を取り上げる際、『全集』の利用はあるべきだろうし、著者自身もその活用自体否定しない。『全集』は単に素行の思想を検討する手がかりとして利用できるだけでなく、関連文献がどこに点在していたのか、様々な書誌情報を今なお我々に与えるからである。しかしながら本稿にて明らかにしたように、

恣意的な削除や抄録が目立つ上に、廣瀬自身、自他筆の区別や、筆蹟の読み取り自体に支障を来していた現状は踏まえないければなるまい。素行に限った話ではないが、著作集や全集を用いる際、影印本や思想家の著作を余すことなく収載したものでない限り、我々は編者の意向に反映された上での研究を余儀なくされている実態を留意せねばならないだろう。

だからこそ利用する際は慎重な取り扱いが求められ、ある程度の原典史料との照合作業も必要である。『全集』全一五巻にわたる著作のうち、山鹿文庫の中でどれが閲覧できるのか、特に一五巻は把握が困難な現状はあるが、書簡や年譜以外は底本にこだわらなければ、他の諸本を用いて原典にあたることはできる。

残された課題、それは『全集』の見直しをも踏まえた他の著作への眼差しである。『月報』の「遺著改題」には『全集』収載の著作と共に、翻刻しきれなかった文献も年齢を順に多数紹介されており、ほとんどが山鹿文庫内に収められている。また、著作のみならず『積徳堂書籍目録』（『全集』一五巻所収）は、素行存命時の史料がある程度確認でき、当時の書物知をみる上で有益な情報を我々に提供する。この目録を活用することで、素行を含め一七世紀後半の知識人による読書形態を紐解く端緒となるだろう。また、平戸積徳堂の蔵書を記した『惟陽庫書籍目録』が幕末期に限るとはいえ数種類現存する事実は、当時の一私塾における蔵書を我々に教示するだけでなく、『積徳堂書籍目録』と比較すれば、素行の時代から所蔵されていた文献をも導き出せる。

平戸山鹿家に所蔵されていた一三〇〇以上の史料は驚かされるばかりであるが、その全容については、ほとんど明らかにされてこなかった。それは思えば『全集』が、素行研究者の中で信頼を得て、原典との照合が充分に果たせなかった事実をも意味するのではないか。長年の間、これらの文献群が用いられることなく見過ごされてきた現状を踏まえ、山鹿文庫の発信、そして『全集』収載史料との照合等、素行関連文献を用いた精査を今後に期すとして、稿を

終える。

※本稿は国文学研究資料館共同研究（若手）「山鹿素行関連文献の基礎的研究」による研究成果の一部である。
※引用資料の字体は、原則として通行のものに改めた。

〔注〕

- (1) 直近の研究書であれば、内山宗昭『教育思想の研究―山鹿素行の教育論の考察を中心に』（酒井書店、二〇一三）における素行関連の著作は、全て『全集』に依拠し、引用している。
 - (2) 堀勇雄『山鹿素行』（吉川弘文館、一九五九）
 - (3) 佐久間正『徳川日本の思想形成と儒教』（ぺりかん社、二〇〇七）
 - (4) 近年では『全集』と別に、津軽における素行関連文献が、史料翻刻をはじめとして検討されつつある。例えば谷口眞子氏は津軽藩における山鹿流兵学の受容形態について考察を進め（『津軽藩における山鹿流兵学の受容―一七世紀後半の軍事』（『書物・出版と社会変容』一三、二〇一二）、秋山一實氏は山鹿流兵学の教科書として広まった『武教全書』の附属書『武教小学』に着目し、津軽内に現存する『武教小学』の注釈書の翻刻を進めている。詳しくは「弘前市立弘前図書館所蔵『武教小学師弁書』（『日本学研究』一五、二〇一二）・「弘前市立弘前図書館所蔵『武教小学弁解』（『日本学研究』一七、二〇一四）参照。
- 一方、平戸山鹿家における文献研究は未だ途上にある。本稿では国文学研究資料館に特別コレクションとして収められているという点を踏まえ、平戸山鹿家と『全集』との関連について考察を進めたい。

(5) 事実、元長の著作『癡機諺解私淑言』（『山鹿素行集』一卷（国民精神文化研究所、一九三六）所収）は、田原嗣郎が素行の『原源癡機』を読み解く際の手がかりにしている。詳しくは田原嗣郎「山鹿素行の誠―その思想の理論的構成」（『北海道大学文学部紀要』三六（二二）参照）。

(6) 例えば伊賀市立上野図書館蔵の『武教余談』（二二巻一四冊）は、虫損が激しいために原典にあたることはできず、現在はマイクロフィルムでの閲覧のみ許可されている。

(7) 平戸の底本を見ると「平戸山鹿家」は、山鹿光世氏の住まいである旧積徳堂跡を指すはずであるが、廣瀬がなぜ「平戸山鹿家」・「平戸町山鹿光世氏」という分類を行ったのかは不明である。

(8) 表一の所蔵先（底本）のうち「東京市松浦伯爵家蔵」とあるのは、積徳堂から移管されたものと思われるが、山鹿文庫内には現存せず、詳細は不明である。松浦伯爵家と平戸山鹿家との関わりについては、二節参照。

(9) 『山鹿随筆』の翻刻にあたっては、廣瀬も「全体が非常な走り書で、殆ど素行自身でなければ読めないものが多く、実際誤脱も多く虫害も甚しいので、これが写取りは非常に困難した。」（『全集』一一巻、一九六〜七頁）とし、かなり苦勞したそうである。『山鹿随筆』に関する書誌的検討や問題点については、稿を改めて論じたい。

(10) 樂藏堂文庫の蔵本が多数収められている公益財団法人松浦史料博物館（長崎県平戸市）に『山鹿語類』は現存せず、二〇一六年一〇月現在、所蔵先は不明である。

(11) 管見の限り素行の自筆・他筆が混在する史料は、巻や項目によって筆跡が異なり、文章内で筆跡が変わるわけではない。件の『治教要録』もその傾向にあるため、素行自筆の筆跡を辿って項目の中で思想を検討することは、きわめて困難である。

(12) 『素行文庫目録』は『国書目録叢書』二二八（大空社、一九九八）内にも再掲されている。

(13) 寺島恒世「山鹿文庫」受贈に関わる表彰式について」（人間文化研究機構国文学研究資料館『国文研ニュース』三九、二〇一五）参照。